

高知県ものづくり産業強化事業費補助金【設備投資促進事業（一般型・IoT型）】

FAQ

平成29年4月1日

工業振興課

1 補助対象事業に関する質問

Q1 どのような取り組みが対象ですか？

A1 雇用を確保し企業活動を継続・拡大することを目的にした、工場等の生産性向上に資する設備の取得が対象となります。また、設備の取得に伴って行う、建物及びその付属設備の取得又は建物建設工事や、土地の取得も対象となります。設備の取得を伴わない、建物及びその付属設備の取得又は建物建設工事や、土地の取得は補助事業に含まれません。

Q2 補助対象となる設備とは、どのような設備ですか？

A2 工場等の生産性向上に資する設備が補助対象となります。当該設備を導入することにより、雇用の創出など、当該補助金の補助要件を満たすことが必要となります。

Q3 設備を更新する場合、補助対象になりますか？

A3 生産性向上を目的とした更新は補助対象となります。生産性の向上に寄与しない既存の設備を処分して同等の設備を入れるような更新は、補助対象になりません。

Q4 工場を移転する場合、どのような経費が補助対象ですか？

A4 設備に関しては、移設する分を除く、新たに取得する設備が補助対象となり、土地・建物に関しては、現在の土地及び建物と比較して増加する面積分のみが補助対象となります。以下の条件に該当するものが補助対象となります。

<p><土地> (移転後の土地面積－移転前の土地面積) 移転後の土地取得費 × $\frac{\quad}{\quad}$ 移転後の土地面積</p> <p>既存の土地がリース（※）の場合については、新たに取得した土地購入費全てを補助対象にする。 ※補助対象事業者と出資関係のない者から賃借していたものであった場合に限る。</p>
<p><建物> (移転後建物の延べ床面積－移転前建物の延べ床面積) 移転後建物等・構築物の取得費 × $\frac{\quad}{\quad}$ 移転後建物の延べ床面積</p>

Q5 工場の増設及び建て替えについては、どのような経費が補助対象ですか？

A5 増設及び建て替えについては、A4の移転の場合と同様、設備に関しては、新たに取得する設備が補助対象となり、土地・建物に関しては、現在の土地及び建物と比較して増加する面積分のみが補助対象経費となります。

Q6 補助事業の交付決定前に、金融機関の融資決定や、融資契約を締結した場合、対象になりますか？

A6 金融機関の融資決定を受けること、融資契約を行うことは当該事業が補助対象となるための前提であり、事業の着手には当たりませんので、対象となります。なお、融資契約を締結する前にあっては、申立書により補助申請を行うことができます。この場合、融資契約を締結次第、融資契約書（写）を県に提出してください。

Q7 リースにより取得する設備も対象になりますか？

A7 補助対象となります。リースにより設備を取得する場合、3年以上のリース期間で1,000万円以上のリース契約を締結することが要件となります。ただし、リース期間は税務上の適正期間(※)を順守することが前提となります。

(※)税務上、法定耐用年数を基礎とした適正リース期間が以下の通り定められています。

法定耐用年数	適正リース期間
10年未満	法定耐用年数×70%以上（端数切捨）
10年以上	法定耐用年数×60%以上（端数切捨）

Q8 対象となる設備について、会計上のルールはありますか？

A8 対象となる設備は、原則として貸借対照表に固定資産として計上されるものとなります。ただし、耐用年数が1年未満のもの及び取得単価が税抜き10万円未満の設備については、対象外となります。なお、リースにより取得する設備は、貸借対照表に固定資産として計上されないものも対象となります。

Q9 補助事業の交付決定前（補助金の対象となることが決定した日以前）に、既に売買契約を締結した設備等は対象になりますか？

A9 事業の着手を交付決定前に行ったこととなるため、対象になりません。補助事業に申請し、交付決定を実施した後、契約を締結した設備等が対象となります。

Q10 耐震改修工事は補助対象になりますか？

A10 生産性向上に資する設備の取得に伴う、資産額の増加する耐震改修工事は補助対象になります。

Q11 新たな設備を入れるための工場改修、生産ラインを再構築するための工場改修は補助対象になりますか？

A11 生産性向上に資する設備の取得に伴う、資産額の増加する改修工事であれば補助対象になります。（単なる維持修繕は補助対象になりません。）

Q12 IoTとは何ですか？

A12 Internet of Thingsの略でパソコンなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接

続したり、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うことです。IoT、人工知能、ビッグデータ、ドローンやロボットなどの技術革新により、様々な分野において生産性の向上などが期待されています。

IoTについて、さらに詳しく知りたい方は高知県産業創造課までお問い合わせください。

【産業創造課】

電話：088-823-9643

ホームページ：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/>

Q13 IoT を活用した機械装置または専用ソフトウェアとは何ですか？

A13 複数の機械装置等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種のデータを活用して、監視を行い、かつ、制御及び分析のうち、いずれか1つ以上を行うものをいいます。

2 補助対象者に関する質問

Q14 いわゆる大企業は対象事業者となりますか？

A14 県内に生産拠点を有する者であれば、いわゆる大企業も含まれ、対象事業者となります。ただし、一般型については売上高が10億円以下の事業者に限ります。

Q15 過去「高知県設備投資促進事業費補助金（または高知県中小企業設備投資促進事業費補助金）」の交付を受けたことがある企業は対象となりますか？

A15 対象となります。ただし、本補助金の補助限度額 3,000 万円から、過去交付を受けた補助金額を差し引いた額が補助限度額となります。

Q16 企業組合等は対象事業者となりますか？

A16 県内に生産拠点を有する企業組合等であれば、対象事業者となります。どのような形態の団体が事業者にあたるかについては、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第13号)第2条第1項の規定に準じて取り扱います。したがって、農業協同組合、漁業協同組合等は事業者に含まれません。

Q17 複数の事業者による共同事業は補助対象になりますか？

A17 企業が自らの子会社又は関連会社と共同で実施する事業については、全体を一の事業として扱うことができる場合があります。事前に県と協議を行ってください。

Q18 新規雇用の基準となるのは、いつ時点の従業員数ですか？

A18 原則として、公共職業安定所で交付される事業所別被保険者台帳に記載されている従業員のうち、申請直近1ヶ月以内の時点と、6ヶ月前の時点とを比較して多い方の従業員数が基準となります。ただし、従業員数に季節変動があって、これによることが適当でないと知事が認める場合は、補助金交付申請日の直近一年間の従業員数の動きを把握したうえで、適切な時点の従業員数を新規雇用の基準とすることができます。なお、

高知県外に事業所がある場合、その従業員数はこの基準となる従業員数には含みません。

Q19 本補助金活用の要件となる県経済への貢献額及び新規雇用創出数については、いつまでに達成する必要がありますか？

A19 設備等の取得を完了した日の翌日から起算して12カ月を経過した日までに達成する必要があります。ただし、事業開始から設備等の取得の完了まで複数年度にまたがる場合は、以下のいずれか早い日までに達成する必要があります。

- ① 設備等の取得を完了した日の翌日から起算して12カ月を経過した日
- ② 事業最終年度の3月31日

Q20 金融機関等から1,000万円以上の融資を受けるという要件は、融資契約が複数の場合、それらを合算した融資額で判断しますか？

A20 はい、そうなります。補助事業を実施する上で必要となる融資契約全てを合算した融資額が1,000万円以上あるか確認します。

Q21 金融機関等における「等」とは、具体的に何を指しますか？

A21 金融機関等とは、以下の事業者をいいます。

- ア 金融機関（貸金業法で規制される貸金業者を除く。）
- イ 親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項の規定による親会社をいう。）
- ウ 出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、補助対象事業者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社

これらの定義に該当するか等、ご質問がございましたら、工業振興課までお問い合わせください。

Q22 会社のHPや学校への投げ込みにより従業員を募集し、すでに内定を与えている状況にあるが、正式採用は補助決定後に行う場合、要件である新規雇用数にカウントすることはできますか？

A22 補助事業に伴って新規雇用を行っていれば、カウントできます。原則としてハローワークを通じて募集することが条件ですが、不特定多数の者に対して広く募集を行った事実が確認できれば、新規雇用としてカウントしてかまいません。なお、役員の知り合いへの声かけで採用する等、募集を行った事実が確認できない新規雇用は、新規雇用1人の要件にはカウントできません。

3 申請書類に関する質問

Q23 補足票で記載が必要な労働生産性を計算したいのですが、その際、人件費には役員報酬まで含みますか？

A23 この場合、役員報酬は含みません。その他、給与手当、賞与、法定福利費、厚生

費、通勤費等の科目については、人件費となります。

Q24 事業戦略に関する書類に指定の様式はありますか？

A24 指定の様式はありません。申請者ご自身で作成していれば、そのものを使用できます。また、ものづくり地産地消・外商センターでも、事業戦略に関する支援を行っておりますので、ぜひご利用ください。

(ものづくり地産地消・外商センター事業化プラン策定 ホームページ)

電話：088-845-7110

ホームページ：<http://www.joho-kochi.or.jp/mono/plan/management.html#02>

4 交付決定後（補助金の対象者となることが決定した日以降）に関する質問

Q25 銀行から融資の承認を受けた設備投資について補助決定を受けたが、その後、事情により当該銀行との融資契約を解除して、別の銀行から融資を受けて当該設備投資を行うことになりました。この場合、補助対象になりますか？

A25 金融機関の融資承認を前提に交付決定を行っているため、その前提が解除されれば補助対象から外れることとなります。ただし、対象となる設備や融資額等に変更がないなど、当初の計画に大幅な変更がない場合は、補助対象とすることがありますので、速やかに県と協議を行ってください。

Q26 補助金の交付決定を受けた後、当初計画していなかった設備が必要になることが判明しました。この設備を補助対象に追加できますか？

A26 原則として補助対象の設備を追加することはできません。ただし、一連の事業計画を遂行するために必要な変更であり、変更することが補助目的の達成に効果があると認められる場合には補助対象とすることがありますので、速やかに県と協議を行ってください。

Q27 補助事業の完了とはどういう状況を指しますか？

A27 金融機関の融資が実行され、設備投資が完了し、新規雇用等の要件を達成した状態を指します。

Q28 当初交付決定を受けた事業計画から事業完了が遅れる見込みとなりました。どうすればよいですか？

A28 まずは早急に県に報告してください。そのうえで、事業完了が年度末（3月末）を超えない場合は遂行状況報告書、事業完了が年度末（3月末）を越える場合は繰越承認申請の手続きが必要です。なお、繰越承認申請の手続きに関しては12月15日までに申請書を提出していただく必要があります。

Q29 補助対象となった設備を設置した後、別の敷地にある工場に移動させることは可能ですか？

A29 工場等の生産性向上に資する設備投資を補助対象にするものであり、その趣旨を損なうような運用（取得した設備を別の工場に移して、他の事業の用に供する等）は認められません。ただし、補助目的の達成に効果があると認められる場合には、移動を認めることがありますので、事前に県と協議を行ってください。

Q30 補助決定を受けて設備を設置したものの、当該設備で生産を予定していた製品の納入先企業が倒産し、新たな納入先を探すことになりました。このため生産の目途が立たず、新規雇用を行う余裕がないのですが、その場合補助対象となりますか？

A30 新規雇用の要件が達成できないのであれば補助対象とはなりません。補助金の交付の決定の取消になります。

Q31 融資を受けてから3年以内に、やむを得ず繰上償還を行う必要が生じた場合、どうすればいいですか？

A31 事前に知事の承認を受ける必要があります。承認を受ける例として、財務状況の悪化等により金融機関から債務の再編等を求められているといったことや、合併等に伴う債務の再編・経営計画の見直しなどがあります。

Q32 融資実行後3年以内においては、他金融機関への借換についても行うことはできないですか？

A32 原則として実施することは不可です。ただし有利な利率への借換については、事前に承認申請をいただければ基本的に承認する方針です。

Q33 概算払いは何回請求できますか？またいくら請求できますか？

A33 建物の取得を完了してそれに係る融資が実行された後に1回、設備の一部もしくは全部の取得を完了してそれに係る融資が実行された後に1回、概算払いを請求することができます。請求額は、取得を完了した分に係る補助金額の7割が上限です。（残額は補助事業の完了後の精算払いになります。）

5 【一般型、IoT型】に関する質問

Q34 本補助金の採択決定までの流れを教えてください。

A34 申請を随時募集しており、申請された案件を外部有識者等による審査会で審査し採択先を決定します。審査会は年2回程度（6月、11月）実施を予定しており、各審査会は開催前月までに申請された案件を審査します。

Q35 審査会における審査方法を教えてください。

A35 提出された申請書について書面審査を実施するとともに、審査会において、申請者から申請内容に関するプレゼンテーションを行っていただくことにより審査を実施します。審査の基準については、別途公表されている「審査基準」をご確認ください。